

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成19年3月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることがある。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者又はその委任を受けた者が必要と認められる場合

2 前項の承認を得ようとするときは、職務専念義務免除願により願い出なければならぬ。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項及び様式は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。